

第421回南国市議会定例会会議録

第5日 令和3年6月18日 金曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	9番 岩松 永治
10番 西川 潔	11番 土居 恒夫
12番 有沢 芳郎	13番 中山 研心
14番 前田 学浩	15番 村田 敦子
16番 岡崎 純男	17番 野村 新作
18番 浜田 和子	19番 土居 篤男
20番 福田 佐和子	21番 今西 忠良

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 藤宗 歩	環境課長 谷合成 章
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 長野 洋高	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 横山 聖二	都市整備課長 若枝 実
住宅課長 山崎 伸二	上下水道局長 橋詰 徳幸

会計管理者兼 参事兼会計課長	秋 田 節 夫	福祉事務所長	池 本 滋 郎
教 育 長	竹 内 信 人	教育次長兼 学校教育課長	伊 藤 和 幸
生涯学習課長	中 村 俊 一	監査委員 事務局員	天 羽 庸 泰
農業委員会 事務局 長	弘 田 明 平	消 防 長	小 松 和 英

—————

議会事務局職員出席者

事務局 長	公 文 知 子	次 長	野 口 裕 介
書 記	門 脇 智 哉		

—————

議事日程

令和3年6月18日 金曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和3年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第3号 南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第4号 南国市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 南国市税条例等の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 第8 議案第8号 南国市駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第9 議案第9号 市道の認定について
- 第10 議案第10号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第11 議案第11号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第12 議案第12号 南国市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第13 議案第13号 南国市人権擁護委員の推薦について
- 第14 議案第14号 南国市人権擁護委員の推薦について
- 第15 報告第1号 令和2年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第16 報告第2号 令和3年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について

- 第17 報告第3号 令和3年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第18 報告第4号 南国市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第19 報告第5号 令和2年度南国市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第20 報告第6号 令和2年度南国市企業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第21 報告第7号 令和2年度南国市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第22 報告第8号 令和2年度南国市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第23 報告第9号 市営住宅明渡等請求に関する和解の専決処分の報告について
- 第24 報告第10号 市営住宅明渡等請求に関する和解の専決処分の報告について
- 第25 報告第11号 市営住宅明渡等請求に関する和解の専決処分の報告について
- 第26 報告第12号 市営住宅明渡等請求に関する和解の専決処分の報告について
- 第27 報告第13号 市営住宅明渡等請求に関する和解の専決処分の報告について

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第27まで

—————*—————

午前10時53分 開議

○議長（土居恒夫） これより本日の会議を開きます。

—————*—————

発言の取消し・訂正

○議長（土居恒夫） この際、お諮りいたします。一般質問における中山議員からの発言の取消し及び訂正の申出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。

—————*—————

発言の訂正

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長より発言の申出がっておりますので、許可いたします。保健福祉センター所長。

〔藤宗 歩保健福祉センター所長登壇〕

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） おはようございます。

昨日の浜田憲雄議員の一般質問におきまして答弁に誤りがございました。誠に申し訳ありません。答弁内容を訂正いたしますのでよろしくお願いいたします。

訂正につきましては、浜田憲雄議員の御質問で、1、新型コロナウイルス感染症への対策の(1)コロナワクチン接種状況の御質問の中で、75歳以上の1回目の接種済み人数につきまして、6,638人と答弁いたしましたが、正しくは5,560人でした。大変申し訳ございませんでした。

*—————

議案第1号から議案第14号まで、報告第1号から報告第13号まで

○議長（土居恒夫） この際、議案第1号から議案第14号まで及び報告第1号から報告第13号まで、以上27件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。19番土居篤男議員。

〔19番 土居篤男議員発言席〕

○19番（土居篤男） 議案第5号につきまして質疑を行います。

南国市税条例等の一部を改正する条例ということで、主な改正の内容という説明の中で、医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の期限を延長することと、これからが聞きた

いところですが、及び浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の特例措置が創設されると説明をされております。雨水貯留浸透施設のこの施設の形状とか機能はどのような施設でしょうか。どうもイメージが湧きませんのでお尋ねをしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。税務課長。

〔高野正和税務課長登壇〕

○税務課長（高野正和） おはようございます。土居議員の御質問にお答えいたします。

令和3年度税制改正で、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に対し、固定資産税の課税標準の特例が新設されました。雨水貯留浸透施設の整備は、行政による河川整備、下水道整備を補完する効果があるため新設されました。

この適用を受けるには、施設の整備を行う者が県や市の認定を受け整備する必要があり、大規模な事業者が想定されます。南国市には現在該当がありません。具体的な施設の例としては、地下に施工される大規模な貯留槽、透水性舗装、浸透ますなどです。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 土居篤男議員。

○19番（土居篤男） 具体的に見てないのでもうイメージが湧きませんが、要するに水はけが悪い土地柄の中で、例えば工場の周辺へ水が排水し難い場合に自分の敷地へ雨水を一時的にため込んで、量によりますがため込んで、それを徐々に浸透していく、浸透するような土地柄でそういう施設に対して税金も軽減しましょうというふうに理解をしました。大体そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（土居恒夫） 税務課長。

○税務課長（高野正和） はい。一定大規模であって、そういう施設が整備されることによって周辺地域にも洪水の可能性が下がるようなそういったイメージで、恐らく高知県には該当するような設備がないのではないかと想定をしております。以上でございます。

○19番（土居篤男） 何とか理解できました。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第7号の質疑を終結いたします。
議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第8号の質疑を終結いたします。
議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第9号の質疑を終結いたします。
議案第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第10号の質疑を終結いたします。
議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第11号の質疑を終結いたします。
議案第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第12号の質疑を終結いたします。
議案第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第13号の質疑を終結いたします。
議案第14号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第14号の質疑を終結いたします。
報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第1号の質疑を終結いたします。
報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第2号の質疑を終結いたします。
報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第3号の質疑を終結いたします。
報告第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第4号の質疑を終結いたします。
報告第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第5号の質疑を終結いたします。
報告第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第6号の質疑を終結いたします。
報告第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第7号の質疑を終結いたします。
報告第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第8号の質疑を終結いたします。
報告第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第9号の質疑を終結いたします。
報告第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第10号の質疑を終結いたします。
報告第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第11号の質疑を終結いたします。
報告第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第12号の質疑を終結いたします。
報告第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第13号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号から議案第14号まで及び報告第1号から報告第4号まで、以上7件は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

議案第12号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第12号は同意することに決しました。

次に、議案第13号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第13号は同意することに決しました。

次に、議案第14号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第14号は同意することに決しました。

次に、報告第1号から報告第4号まで、以上4件を一括採決いたします。以上4件はいずれも承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号から報告第4号まで、以上

4件はいずれも承認することに決しました。

なお、報告第5号から報告第13号まで、以上9件は議決の対象となりませんので、念のために申し上げます。

—*—

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（土居恒夫） ただいま議題となっております議案第1号から議案第11号まで、以上11件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

—*—

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 令和3年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第2款総務費 第9款消防費

第2条繰越明許費

第3条債務負担行為の補正

第2条地方債の補正

議案第5号 南国市税条例等の一部を改正する条例

議案第7号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

議案第10号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

議案第11号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について

産業建設常任委員会

議案第1号 令和3年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第6款農林水産業費 第7款商工費

議案第8号 南国市駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

議案第9号 市道の認定について

教育民生常任委員会

議案第1号 令和3年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第3款民生費

議案第2号 南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第3号 南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第4号 南国市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

議案第6号 南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例

—————*—————

請 願 ・ 陳 情 の 委 員 会 付 託

○議長（土居恒夫） 今期定例会で受理いたしました請願及び陳情はお手元に配付してありますので、請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

(「請願文書表」★データ挿入)

(「陳情文書表」★データ挿入)

＊

○議長（土居恒夫） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。明19日から22日までの4日間は委員会審査等のため休会し、6月23日に会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

6月23日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時7分 散会